

## その他委員会決定を要すること

1. 特定個人情報保護委員会事務局の人事について（省令職以上）
  - 1月1日付の事務局長、総務課長並びに総務課企画官及び調査官への発令
  
2. 公文書等の管理に関する法律第10条第3項の同意について（協議）
  - 行政文書管理規則の決定に先立ち、内閣総理大臣に対し協議し、その同意を求めるもの